

第 10 回
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

第10回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成20年9月29日(月) 14:00から16:00まで
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎3階第3会議室
- 3 議 案
 - (1) 委員長の選出について ……公開
 - (2) 委員長職務代理者の指名について ……公開
 - (3) 専門部会委員の指名について ……公開
 - (4) 横須賀市景観条例の変更(素案)について(審議) ……公開
 - (5) その他
横須賀市景観計画の変更(素案)に関する意見について(報告) ……公開
- 4 出席者

委 員		事務局職員	
・国吉 直行	委員	・景観推進課長	丸茂 勉
・小林 正美	委員	・景観推進課主査	平井 毅
・曾根 幸一	委員長	・景観推進課主任	土屋 文代
・田口 敦子	委員	・景観推進課主任	近藤 明
・田中 忠夫	委員		
・富澤 喜美枝	委員		
・前田 幸永	委員		
・吉田 慎悟	委員		
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井）

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、任期が平成20年6月で交代となり、委員の皆様にはご就任していただき初めての審議会となりますので、委嘱書の交付をさせていただきます。

（委嘱書交付）

○引き続き、景観推進課長より挨拶。

○事務局（平井）

次に、事務局から、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

- ・ 国吉直行委員、学識者、アーバンデザインがご専門で、横浜市立大学国際総合科学部ヨコハマ起業戦略コース特別契約教授です。
- ・ 小林正美委員、学識者、建築がご専門で、明治大学理工学部建築学科教授で、(株)アルキメディア設計研究所主宰です。
- ・ 田口敦子委員、学識者でグラフィックデザイン・広告物がご専門で、多摩美術大学グラフィックデザイン学科教授で、横須賀市屋外広告物審議会委員長です。
- ・ 曾根幸一委員、学識者、建築、ランドスケープ都市計画がご専門で、芝浦工業大学名誉教授、環境設計研究所主宰、現在は相談役を務められています。
- ・ 田中忠夫委員、よこすか都市景観協議会会長で、(社)神奈川県建築士会横須賀支部支部長です。
- ・ 富澤喜美枝委員、学識者で歴史的建物を生かしたまちづくりで横須賀建築探偵団代表、また、うわまち教会建物応援団事務局、三浦郡豊島町をもっとよく知る会の代表です。
- ・ 前田幸永委員、市民公募で今回からお願いしております。
- ・ 吉田慎悟委員、学識者（色彩）横須賀市色彩アドバイザーまた、カラープランニングセンター取締役です。

市民公募委員の赤星委員ですが、本日、都合によりご欠席されておりますが、今月の18日に委員の委嘱書をお渡しさせていただいたことをご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（平井）

それでは、只今から、第10回 横須賀市景観審議会を開会致します。

本日は、委員改選から第1回目の審議会の開催となりますので、委員長が決定されるまでの間、僭越ながら、事務局が進行を務めさせていただきます。

本審議会は、横須賀市景観審議会規則および審議会等の設置及び運営に関する要綱により、進めさせていただきます。なお、その中で、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますが、本日の傍聴希望者は0名であることをご報告いたします。

次に、委員の出席状況をご報告します。

委員9名中、8名の方が出席しておりますので、横須賀市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

はじめに、資料1が「横須賀市景観審議会委員名簿」、資料2が「横須賀市景観審議会規則」、資料3が「横須賀市景観条例の見直しについて」最後に「横須賀市景観計画と景観条例のあらまし」のパンフレットが1冊です。

不足等はありませんでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

本日の景観審議会の議事内容は

- (1) 委員長の選出について
 - (2) 委員長職務代理者の指名について
 - (3) 専門部会委員の指名について
 - (4) 横須賀市景観条例の変更(素案)について(審議)
 - (5) その他、横須賀市景観計画の変更(素案)に関する意見について(報告)
- となっております。

それでは、議事の(1)「委員長の選出について」に入ります。

議事に先立ちまして、横須賀市景観審議会規則(資料2)のご説明をさせていただきます。

委員長選出につきましては、横須賀市景観審議会規則第2条第1項により、「委員が互選する」となっております。委員の皆さんから、自薦、他薦についてご発言をお願いしたいと思います。互選についてよろしく申し上げます。

○国吉委員

曾根委員に委員長を引続きお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局(平井)

ただいま、曾根委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。

○委員全員

異議なし

○事務局(平井)

「異議なし」とのご発言をいただきましたので、曾根委員を委員長にご就任いただくことと決定いたしました。それでは、曾根委員長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いしたいと思います。

○曾根委員長

(委員長から就任挨拶がなされた)

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。名簿の順番で国吉委員と小林委員を指名致します。よろしくお願いいたします。

次に、議事の(2)「委員長職務代理者の指名について」に入ります。
事務局からご説明願います。

○事務局(平井)

はい。「委員長職務代理者の指名について」ですが、本件は、景観審議会規則第2条第3項によりまして、「委員長が指名する」こととなっております。なお、これまでは前委員長より吉田委員が指名されておりました。

○曾根委員長

委員の皆様いかがでしょうか。よろしければ、前任の吉田委員に引続き、委員長職務代理者をお願いしたいと思います。

○曾根委員長

次に、議事の(3)「専門部会委員の指名について」に入ります。
指名を行う前に、専門部会について事務局より説明をしてください。

○事務局(平井)

はい。審議会規則第4条第1項に「審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことが可能となっております。7月1日の改選となりますが、4月より専門部会を開催し、審議するにあたり、景観専門委員に就任していただいている、国吉委員、小林委員、吉田委員に審議を進めていただいておりますので、3名の委員を、専門部会委員のご指名をいただければと存じます。

○曾根委員長

それでは、審議会規則第4条第2項によりまして、専門部会の委員を、国吉委員、小林委員、吉田委員に指名致します。よろしくお願いいたします。

○事務局(平井)

なお、部会長につきましては、4月の専門部会開催の際に互選の結果、国吉委員が就任され、また、職務代理者として小林委員に就任していただいておりますことをご報告いたします。

○曾根委員長

では、議事（４）の「横須賀市景観条例の見直し変更素案について（審議）」とありますが、事務局より説明をしてください。

○事務局（土屋）

条例見直しの背景、現景観条例の構成、見直しによる改正点、現行の協議制度、条例見直しのスケジュール等について説明を行う。

○事務局（平井）

条例の見直しについて、前回審議会で審議会及び専門部会からの建築等行為者に対する意見や指導、それに対する事業者の対応状況の公表について検討するとご報告いたしました。

しかし、行政指導の事実等の公表にあつては、行政手続条例の定めによることとなっており、関係部局と調整いたしました。が、「十分な議論」と「慎重な対応が必要」であるとの意見を受け、今回の条例改正での対応は見送ることとしましたので、追加報告させていただきます。

○曾根委員長

委員の皆様から意見を伺いたい。

より良い方向に改正されて、景観審議会専門部会でも細かいところを審議していただいたものと思われるが、見直しをされると景観計画の届け出は厳しくなるようであるが、情報公開、市民への理解しやすさ、また、建築確認申請に時間がかかる状況なので、それらについても配慮されているのか伺いたい

○事務局（平井）

建築確認と景観法の協議は、法律の違いから関連していない。事業者から景観法の協議を軽視される可能性があるため、今回、景観協議制度を規定し、協議の時期は、建築物の新築、工作物の新設、1ha以上の開発行為は、工事着手の60日前までに協議書を提出することが可能とし、建築確認の手続きと並行して協議を進めることができることとした。

○曾根委員長

一点目は、用途地域にとらわれず、横須賀のまちの大きさに見合う建物の高さによる届出規模とした。二点目は、景観法の届出は全て届出対象行為とし、検査対象とした。三点目は、景観推進地区の景観重要樹木の指定について見直したということによるのか。補足説明等があればお願いしたい。

○小林委員

配布資料「景観条例のあらまし」の3ページ①届出対象行為の左側の絵の高さにあつては、高さ10m以下となるということによろしいか。

○事務局（平井）

また、景観法の届出対象行為すべてが特定届出対象行為となり、完了検査の対象となります。

○曾根委員長

横須賀市の地形はきめ細かく、法面の擁壁は大きく立ち上がっている所が多い。横から見える擁壁の景観は、建物の景観と同じように重要である。景観誘導することが必要と考える。

○景観推進課長

現状は、色彩以外に制限はないが、今後、景観推進地区の指定で位置付けることも検討していく。

○国吉委員

擁壁の見え方は、景観として重要である。

横浜市は、擁壁の高さが5mを超える開発計画については、接道部分から壁面を後退させて緑化による修景を行う検討をしており、今後、景観計画の全市基準で位置づけることを検討している。

横須賀市でも擁壁の問題について開発の視点で何か定められると良いのではないか。

○事務局（平井）

一定規模以上の開発行為に義務付けられる提供公園については、良好な斜面緑地を造成して、平らな公園を造ることで擁壁を設けているなど疑問がある。しかし、開発の擁壁に対する制限等については開発の条例を改正する必要がある。

とりあえず、基本指針でも自然の地形を生かした土地利用を誘導できるので、運用で対応していきたい。

○富澤委員

資料を拝見して景観法での指導の限界を感じる。書類が届出された場合は、都市計画、開発および景観等各部局が連携して指導されたい。そのためには、横須賀市がどのような街づくりをしたいのか方針を事業者、市民に示すべきである。

○景観推進課長

現在、都市計画課を中心に都市マスタープランの見直しを進めている。その後、緑の保全等の関連条例の見直しがあると思う。しかし、がけ地の擁壁は県が施工する急傾斜地工事によるもので、昔から擁壁の整備方針は変わらないようだ。

○国吉委員

見晴らしの丘の提供公園は、平らな公園を提供するため、垂直の擁壁が造られるようである。自然を生かした階段状の昔の風情を残した公園も面白いと思う。但し、平地でないと引取りを認められないというのならば、開発における横須賀らしい公園の

あり方を、検討してもらいたい。

○曾根委員長

横須賀の地形丘陵を生かした公園があっても良いと思う。

○事務局（平井）

関連部局に審議会の意見は申し伝えるが、昨今の裁判の判決事例を考慮すると、公共施設の管理者は施設の安全性について慎重にならざるを得ない実情もある。

○曾根委員長

資料3のP2の項目は④⑥⑤の順番にすると分かりやすいのではないか。

○国吉委員

④番の景観地区内の行為で制限の適用除外について将来指定していこうということと思われるが、景観推進地区と景観地区の違いと、今後の方針について説明をお願いしたい。

○事務局（平井）

景観地区は都市計画法に基づき定める地区で、厳しく形態意匠・色彩制限がかけられる。その際は審議会の意見を伺い、市長が認定を行うようになり、建築確認とも連動することになる。

景観推進地区は自主条例で定めるもので、住民合意により市民の皆さんが自主的に街づくりに取組む制度で、強制力を持つものではない。

○国吉委員

景観推進地区の先々の見通しについて教えてほしい。

○事務局（平井）

推進地区の指定については、1地域が現在調整中です。

色彩景観推進地区が3地区あり、今後は、推進地区の候補になると考えている。

○小林委員

景観地区というのは、景観法第69条に記述されているのか。

○事務局（平井）

景観法第69条には景観地区内で、制限の適用除外するものについては記述するように定義している。

○田口委員

言葉が難しいので用語の補足説明を加えるなどして、役所用語ではなく市民にわかるような表現の工夫をお願いしたい。

○曾根委員長

事務局には表現方法を検討してもらい、専門部会に報告していただきたい

○田口委員

景観は屋外広告物条例をはじめ関係条例がたくさんある。用語の解説されたものがあると分かり易い。

○小林委員

事業者一社が土地を保有している場合、一人景観地区を指定することは可能か

○事務局（平井）

景観地区の指定に合意の人数の定めはない。

○国吉委員

地区計画との関連性を整理し、整合が取れるようにしてもらいたい。

○前田委員

景観地区に住む一般の市民にはどのように周知されるのか。

○事務局（平井）

景観地区を定めるときは、手続きとしてパブリックコメントを実施し、全市民に考え方を示し意見を求めることとなっている。

地区計画を定める際は、都市計画法で公聴会を開催することとなっている。

○曾根委員長

景観計画の見直しについては合意するが、表現方法を検討してもらうこと、また、専門部会へ報告し、その意見を反映してもらいたい。

○事務局（平井）

最終案はまとめ次第、委員長に報告させていただき、パブリックコメントを進めさせていただきます。

○曾根委員長

それでは、議事（５）の「その他、横須賀市景観計画変更（素案）に関する市民等からの募集結果ついて（報告）」について、事務局から説明してください。

○事務局（平井）

横須賀市景観計画変更（素案）について、パブリックコメントで意見募集を実施した結果、市民の皆さんから意見がなかった旨を、報告。

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○田中委員

意見がなかったと報告されたが、意見がなかったことは良かったのかもしれないが、そのやり方が市民の意見を正しく反映されているか検証してもらいたい。

情報を幅広く周知してもらい、市民からの意見をまとめてもらいたい。

○曾根委員長

市民への周知は、どのように実施されたのか伺いたい。

○事務局

今回のパブリックコメントの資料は行政センターで資料を配布、その他に広報紙、市のホームページで公開しました。結果についても、同様に周知を行っている

○曾根委員長

以上で本日の議事は、すべて終了致しましたが、その他、特に委員からご発言はありませんか。よろしければ、以上で第10回横須賀市景観審議会を閉会致します。

○丸茂課長

委員長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員
